

第9号議案資料

令和8年2月2日
都立学校教育部

東京都高等学校等教育改革促進基金条例の立案依頼について

このことについて、下記のとおり条例の立案を依頼する。

記

1 立案する条例

東京都高等学校等教育改革促進基金条例

2 立案理由

東京都立の高等学校等における教育改革を推進するため、東京都高等学校等教育改革促進基金を設置する必要がある。

3 立案内容

東京都立の高等学校等（高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部をいう。）における教育改革を推進するため、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十二条第一項の規定に基づき、東京都高等学校等教育改革促進基金を設置する。

4 都議会に付議する時期

令和8年第1回東京都議会定例会

5 施行期日

公布の日

6 その他

本案決定後、知事に条例の立案を依頼する。

条例立案の背景

- ▶国は、令和7年度中に策定予定の「高校教育改革グランドデザイン（2040）」に沿った、高校教育改革における緊急性の高い取組等を速やかに進めるため、令和7年度補正予算において、各都道府県に基金を設置するための補助金を計上
- ▶国が都道府県に補助するにあたり、令和7年度内に議会に基金設置条例案を提出することが要件

国の事業スキーム

産業イノベーション人材の育成に向け、以下の3つの類型に応じた高校教育改革を先導する拠点のパイロットケースを創出し、取組・成果を域内の高校に普及

事業内容

アドバンスト・エッセンシャルワーカー等育成支援

技術革新のスピードが加速する時代に適した課題解決能力の獲得に向け、**探究的・実践的な学びの積み重ねや深まりある学び**を実現

理数系人材育成支援

理数的素養を身に付けつつ、自ら問を立て、解決する研究を行う高等教育を見据えた**文理融合の学び**を実現

多様な学習ニーズに対応した教育機会の確保

人口減少地域に、魅力ある学びの選択肢を増やすため、**地域の教育資源を活かした学びや遠隔授業を活用した学び**の提供を実現

補助基準額

1都道府県あたり

1次申請（都道府県事務費等）

60百万円

補助率 10/10

2次申請（本体事業費）

6,000百万円(予定)

事業期間

令和11年3月末まで（3年間）

条例案の概要

- ▶目的：都立高校等における教育改革を推進するため、基金を設置
- ▶対象：都立高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部
- ▶期間：令和11年3月31日まで

今後の予定

- ▶国から補助を受ける予定の基金造成に必要な経費のうち、都道府県事務費等分について令和7年度最終補正予算に計上（積立金60百万円）。本体事業費分については令和8年度当初予算に計上（積立金6,000百万円）
- ▶国から補助要綱等が示され次第、実施内容を検討・拠点校の選出

(参考) 事業スキーム図

文部科学省

基金造成経費を交付

都道府県

基金

改革を先導する拠点

条例案

東京都高等学校等教育改革促進基金条例

(設置)

第一条 東京都立の高等学校等（高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部をいう。）における教育改革を推進するため、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十一條第一項の規定に基づき、東京都高等学校等教育改革促進基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立額)

第二条 基金として積み立てる額は、予算で定める。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、確実かつ有利な有価証券に換えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、東京都一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

(処分)

第五条 基金は、第一条の目的を達成するため、その全部又は一部を処分することができる。

(繰替運用)

第六条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第七条 この条例の施行について必要な事項は、知事が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(失効等)

2 この条例は、令和十一年三月三十一日限り、その効力を失う。この場合において、基金に残額があるときは、当該基金の残額を東京都一般会計歳入歳出予算に計上して、国庫に納付するものとする。

(提案理由)

東京都立の高等学校等における教育改革を推進するため、東京都高等学校等教育改革促進基金を設置する必要がある。

第九号議案

東京都高等学校等教育改革促進基金条例の立案依頼について

東京都高等学校等教育改革促進基金条例の立案について、次のように知事に依頼する。

令和八年二月二日

東京都教育委員会

東京都高等学校等教育改革促進基金条例

(設置)

第一条 東京都立の高等学校等（高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部をいう。）における教育改革を推進するため、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十二条第一項の規定に基づき、東京都高等学校等教育改革促進基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立額）

第二条 基金として積み立てる額は、予算で定める。

（管理）

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、確実かつ有利な有価証券に換えることができる。（運用益金の処理）

第四条 基金の運用から生ずる収益は、東京都一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

（処分）

第五条 基金は、第一条の目的を達成するため、その全部又は一部を処分することがで
きる。

(繰替運用)

第六条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利
率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第七条 この条例の施行について必要な事項は、知事が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(失効等)

2 この条例は、令和十一年三月三十日限り、その効力を失う。この場合において、
基金に残額があるときは、当該基金の残額を東京都一般会計歳入歳出予算に計上して、
国庫に納付するものとする。

（提案理由）

東京都立の高等学校等における教育改革を推進するため、東京都高等学校等教育改革促進基金を設置する必要がある。